

(14) 廃棄物等

切土工又は既存の工作物の除去

● 予測にあたっての配慮事項

特に配慮する事項は設定していない。

● 予測手法

予測にあたっては、建設工事に伴う廃棄物等（建設廃棄物・建設発生土）の発生の状況を把握し、本事業で実施可能な再利用や適正処理・処分の方法をできる限り具体的に示すことにより、影響の程度を予測した。

● 予測結果

計画路線の工事により発生する廃棄物等の概算発生量及び予測結果を次表に示す。

種 類		構 造 形 式 注	発 生 量
建設廃棄物	コンクリート塊	当 初	約2,300m ³
		変更後	約2,400m ³
	アスファルト・コンクリート塊	当 初	約600m ³
		変更後	
	建設汚泥	当 初	約45,000m ³
		変更後	約47,000m ³
	抜根・伐採材等	当 初	約1,000t
		変更後	
	型枠等の廃木材	当 初	約480t
		変更後	
建 設 発 生 土		当 初	約21万m ³
		変更後	

注)「変更後」とは、北印旛沼渡河部の橋梁構造形式の変更をいう。

種 類	予 測 結 果
建設廃棄物	建設汚泥は、実行可能な範囲内で脱水処理等を行い、埋戻し等として事業内再利用に努める。事業内再利用が困難な場合は、事業外の再利用とし、今後、現場周辺において土地造成、河川堤防等で必要とする他の事業の調査を実施し、利用可能な工事現場への搬出を行って、事業外再利用に努める。また、事業外での利用も困難な場合は、再資源化施設への搬出または再資源化できないものは中間処理施設で脱水、固化等の減量化・安定化を行い、適切に処理・処分する。
	場所打ち杭の杭頭は、事業内で碎き、埋戻し材等として事業内再利用を図る。事業内再利用が困難な場合には再資源化施設に搬入する。また、本事業で使用する舗装及び路盤材等については、再生アスファルト・コンクリート、再生碎石等の再生材を積極的に使用する。
	アスファルト・コンクリート塊は、再資源化施設に搬入し、再資源化を図る。
	抜根・伐採材等については有効利用を図るとともに、チップ化、堆肥化等の再利用の促進に努める。事業内での再利用が困難な場合は、再資源化施設へ搬入する。型枠等の廃木材は、転用・再利用を行い、発生低減を図る。
建設発生土	建設発生土の処理にあたり、土捨場や他の公共事業等への流用は、現時点で不確定な要素があるが、周辺環境への影響を低減させるためにも、周辺自治体事業への転用を図るための協議を推し進めるとともに、その他の公共事業への転用についても調整に努め、有効利用を図る。

● 環境保全措置

環境影響の程度は極めて小さいと判断されるため、環境保全措置は講じないものとする。

● 評価結果

計画路線の工事により発生する廃棄物等の量は、前述の表に示すとおり推計されるが、事業の実施にあたり、建設廃棄物のうち、建設汚泥は、実行可能な範囲内で事業内再利用を行い、事業内再利用が困難な場合は、事業外再利用に努める。また、事業外での利用も困難な場合は、適切に処理・処分する。コンクリート塊は、事業内再利用を図り、事業内再利用が困難な場合には再資源化施設に搬入する。アスファルト・コンクリート塊は、再資源化施設に搬入し、再資源化を図る。抜根・伐採材等については有効利用を図るとともに再利用の促進に努め、事業内再利用が困難な場合は、再資源化施設へ搬入する。型枠等の廃木材は、転用・再利用を行い、発生低減を図る。また、切取、掘削及びトンネル掘削などで発生した土砂から事業内区域での利用を差し引いた建設発生土は、周辺自治体事業への転用を図るための協議を推し進めるとともに、その他の公共事業への転用についても調整に努め、有効利用を図る。

したがって、実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと判断した。

また、廃棄物等は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」に基づき再利用を図るとともに、他の公共事業への有効利用、リサイクル化に努める。また、再利用が困難な場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正処理・処分を徹底することとしている。

したがって、国等の環境保全施策との整合性が図られていると判断した。

なお、北印旛沼渡河部における橋梁構造形式の変更に伴い、コンクリート塊及び建設汚泥の発生量が増加するが、当初と同様の再利用等を実施するため、評価結果は同様と判断した。

12. 事後調査

事後調査の項目とその調査方法は、次表に示す。

環境要素 の区分	影響要因の区分	事後調査時期	項 目	調 査 内 容
騒 音	列車の走行 (地下を走行する 場合を除く)	列車走行時	鉄道騒音	予測地点において「在来鉄道の新設または大規模改良について」に定める測定方法により調査し、指針値との適合性を確認する。
振 動	列車の走行	列車走行時	鉄道振動	予測地点において、「環境上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」に定める測定方法により調査し、準用した基準との整合性を確認する。
微 気 圧 波	列車の走行	列車走行時	微気圧波	供用開始時に、坑口周辺の民家等において、超低周波音圧レベル計等により微気圧波の調査を実施し、目標値との比較及び影響の有無について確認する。